蕭翰譜

十二丘

伊地知文庫
文庫20
382
15

文庫12
382
15

伊地知氏書册

蒲生

十二之上

十七日宮内會津の城に民部をめきれ會津六郎の地に
越後（小河の居）山居の地合る十二郎を給ひ陸奥出羽の
諸藏を給ふ（甲斐府の地を領せ）又十五村伊勢守同近畿六府文子に當
西大偏の地給て（二十万石）民部に給ひ居り同九月の
初宮内に上洛の後當西大偏の地に補佐記て十五村文
子に攻む民部は此地を有のく伊達源郎政宗に懼怖
し軍勢を引率し向ひて交かしまの補佐兼く
十一年より明れ十九年の夏南部の家子九戸の
主にそむく十朝宮秀頼追討の為に中向ひ民部
先陣に至て九戸の城を七め破る去年七年の夏
初の宮にして夏の出羽七郎の地とかの事（陸奥国村二郎右伊達信夫刈田）
出羽の長井郎に於り本れ合せて十九郎百二十万石の地なり
此年十二月廿日夜後に信に

なるる（民部秀信に信じ事 公卿補任にかんへます）明れ文祿元年の夏朝鮮の
事起て民部把前を給ふ陣し明る二年の夏俄
に遣例して血をこそれ事もひ居し諸國例を云し
ひれ是も去りしなくて本國に帰る三年正月病を扶く
上洛して此年十月右閣民部の家にのかせぬの祭祀の
事なり民部は二病月に月にしもくなりて四十年
と申せし文祿四年二月廿日朝のうちにして卒し
ひり

かきりなきふかれと見れ朝と勾延き夫の風
とらふ朝をかりそめの事ともさこの事ぞ書置る
まれ去ぬる天正十九年九戸の城ひの後石田治
部の補三成朝に属て今度民部の軍せしゆゑとみん

金吾　小早川

中納言其臣秀秋は小早川左衛門太郎隆景の世孫之
隆景ハ三ツ中納言と申せしを信任
御任ニ隆景ハ中納言ニ任セし事　尤ニ
男豊臣左関家小徳の御猶子之ゆゑ小徳ニ御かゝりの
御子なるゆゑ年代御ゝなれき給ひし故ハ中納言のハ
自ニ初き時　青ノ右辰ニ助　左関の御兄弟ニ御名ニ御宮ニ後
かゝれ天正十九年の事隆景ハ是ハ御ゝまつて其嗣
とはなきれなり　其もし隆景ハ此人を其て子と
せし事其ハ望れあれとそれ御ゝなり隆景の猶
毛利右馬ハ輝元ハ世孫いまゝなかりし時黒田長政
共ニ生ハ右馬ハ現正二人ハ毛利ハ家ニ其ニしかりれハ
其世孫の事後年ニ其ニ有ニ其ニ有ニ其ニ有ニ

加藤

肥後守藤原法正初名を虎三郎生國ハ尾張玉の人豊臣

左國の外戚に法ぎて現しかりき

一説に此豊臣の此来中納言

右家の二男 正宗の十代

後に二郎法方と云 周情守法信尾州お山に住し 母夜居三に属し 藤田夜

と戦の時 打死す 平七子源正法名 [illegible] 中村に住し 三十八歳

にて死す 三歳の初子あり 虎三郎といふ 是法正也 母ハ玉乃吉の母と法事

へ 玉乃吉 白州長濱にて 五万石を領し 虎三郎 五歳

の時母の長濱にいざなひて 和にしかハ玉乃吉の母の語にて人となり

十五年 [illegible] 元 [illegible] 百七十石の下領を玉乃吉かなひしといふ

天正九年六月 周情國 [illegible] 夜の燭の如見し 城より云

とも 弓を [illegible] 射よくめ 左刀打して [illegible]

此時法正十九歳 下江の地 百石を地にきしといふなりさらハ法正の元せし年ハ

四十九歳にてやあるらん 無手侍 [illegible] 玉乃吉の如きハ 四十一歳にして 其家長十六年にて

二年せしとなりもし後の説のもとくなるべし 天正九年ハ 二十二年の時の年

なるべし

十年三月 備中國 冨城落し時十六歳に城に入り

同年の六月 山崎の合戦に先とかけ 十一年正月

夜忠の城中にてよき敵の首を一夜（に近臣の者に討）宵月志康が旗

の手代りる先陣し七将の手へつゝく首を取て来る（三千余人の首と成る）

天下に平安を撫しけり（其外三千石の地加増の賞あり）十三年の秋秀吉

関白となりけれは叙爵して五年所々に住す十

六年（閏）五月肥後の守護佐々陸奥守成政国除るゝ

きし跡を半国清正小西摂津守行長二人にわかち

給ふ（あたへ給ふ）清正継て熊本の城に入り行長は宇土の城に入

其猪から武威天下の城を務めて一国を平均し

て清正一生の武略多き中にも文禄の初め朝

鮮を討れし時は鍋島相良の人々と咸鏡道に攻

入清正一勢を分てみて咸鏡道会寧韓克城と虜にし

（世に伝ふる兀良哈此韓克城の事なり）於北道よりよかく入て追し

（世に伝ふる兀良哈）

（に入と云此城の事也）又臨海順和両王子を会寧に虜にし撫底

八道通達にありなから咸鏡の二年二宿を守りて

平安道をも討入て已に定めし時朝鮮の君臣たしかに

思ひし大明の援兵も来る（時に大明の沈惟敬諸将と和睦に使し来りしなり）かゝる所

日本大明和親の事整ひて其城にゆりし帰りて二年ゝく

釜山の浦に帰し両王子をも朝鮮に返へる清正和親

の事ゆくゝ功かなはす空しくなりしと思ひ

し一所に籠城を持ち帰り又慶長の大乱も晋州を攻落

し初の朝鮮を討れし時加藤主計頭清正小西

摂津守行長二人を先陣と定め行長和平の城に入

事を隠されとも平壌の城を落され敵して討されし

て其城に帰す清正北道を討従りて両王子を代

宿主

出羽守源義光ハ陸守二府將軍前陸奥守義家の三男兄刑
武衛太輔義國の孫上臨母ハ義兼ニ六代伊豫守家兼ニ
二男伊豫守ニ兼頼ニ後嵐ニ兼頼ニ兄刑政の作ニ家
て出羽の掾ニ使ニ補セラル延文元年八月六日宿主郡
ニ下向して山形の城ニ住す是より子孫尚雲の事成
月をり十代の孫義光ニ至る義光十六年ニ文
義光ニ住ひ二ヶ陽といふ温泉ニ浴むとて行事
あり或夜陽盛殺十人彼強賊ニ私人大学所生ニ
ニ陽さ義光ニ義光十六年ニ進て二人ニ出をあらせ一人ニ門垣
正に殺し尚る奴原ニ進殺して義光ニ大ニ悦ひ二十代の主宮
盛刀といふ太刀を自宗ニ作し義光ニ譲りたり是ハ義光

か十七歳の時野州口の合戦に[illegible]にて父藤孝の陣に付て先かけ
譲られし去年以来その忠興父の[illegible]を経て自身大合戦の
催促に[illegible]十度に及ぶ家衛をもつて一つとして何れも八幡大菩薩上意に達し
其の地を手に入天正十四年大坂にて[illegible]をうけて二位[illegible]
三郎と名乗て領地をうけり

寛長二三
作盤長

[illegible]浦より[illegible]光安寺と遠江守と云て[illegible]八月上杉の[illegible]長のちのち[illegible]
[illegible]三郎と[illegible]

付大宝寺[illegible]光安と[illegible]忠興の[illegible]と[illegible]

同十八年の秋豊臣[illegible]につれし時忠興
家督[illegible]陣に[illegible]見て[illegible]使[illegible]
其[illegible]本[illegible]細[illegible]
[illegible]細川忠[illegible]
忠興[illegible]細川忠の[illegible]の[illegible]
[illegible]明[illegible]十九年の秋[illegible]九戸[illegible]

をし時細川忠興大坂[illegible]陣[illegible]忠興二男
[illegible]四郎[illegible]年十七才なると見えて[illegible]陣[illegible]
[illegible]人[illegible]細川忠興大[illegible]の[illegible]家人と[illegible]
[illegible]二十歳の時[illegible]
[illegible]天[illegible]三年[illegible]
[illegible]三[illegible]二十九[illegible]
[illegible]三[illegible]
[illegible]忠興[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]四年七月[illegible]天
忠興[illegible]

刑部第宅ゟへ二里ばかり西北の地又城をたる　井伊掃部頭直孝是又同じ
志ある者も家老の家人共を召て第後の長男といひけるし西北の地まで
ゆかしまらん事を召てしいはれ年も其の主は能く後の代をしるしとの
地迄にてあらんずも其で三河国あらんずものこそ見りて此やうし
あらしめれバ其代の物と名をみて西中石を隠ふと云

堀尾

帯刀先生吉晴ハ（或ハ帯刀先生とも或は茂助とも称す 後ニ帯刀先生と改む）尾張国山内
郡供所の住人中務丞吉久が男也 吉久又人三郎といふ人
の浪人にて山田郡の手に属し居けり 吉晴幼名を仁王丸と云
年十六歳の冬岩倉のあし時十六歳にて織田信長に
こころざし人皆ほめにけり此日完全の城を攻
ふ味方にしたがひて川辺へ仁王丸只一人
馬に乗りて敵の方に向ひ三度まで伯父の首を取
とりて大将のもとへ参りぬれば只一人
川辺をいふ者あり其の山田がいひきまかせ
あやしむ者もありて帰りしかばまた
名のある者もなかりけれども人皆ほめ感

中も此間の戦にて首切て戦る計 寛永三年八月廿日
信従にあるさん月く十年 九月廿日三十年まゝにして二年し
子なかりしかは其後ぬ

田中

兵部大輔福長政は（さしめ吉政と云しも 津家補任に長政とあり）伯耆の外家清の男本姓
近江の人先祖景代云る信の郡田中といふ所にて住しける
長政はしめ今宮内尉吉政と申す其兵庫仕へ秀頼宮内まゝ
三郎度と申せしが 後家に附きて本国甲賀郡入藤山の城
を拾ひ 後 三郎大輔従家信ゆへなされ 天正十五年の秋三河の
国景信の城を拾ひ 三万石を加へらまして三万石を領す 一説に四万石を加へらまし
（とも云 付尉西尾の城にしきつきて五万石 西尾補 吉政一万石）
（なりしかとも）文禄の始三郎度中に文度ゆへ 宮内藏ゆへ
ゆへ以下の所志にちなく 橋主しよりゆへ此ゆへ
のこゝろかりける長政が如きて 諸の年にしを以て
摂津の地河堤の事 本より其にとて 其に所にこそ
祖なくて左関の為に罪かしふせ有ひ 彼此家人にも二事に

中村 後編 松平

伯耆守 右一名 姓ハ[illegible]祥なるべし 武弱の輔 一氏の男と一氏又孫三郎

一政と共に年 此豊臣左衛門に仕へたしめ 和田の

城を給ひ 天正十二年 一氏 [illegible] 根本の者 [illegible] 剣葉 [illegible] 剣葉

[illegible] 又 [illegible] 孫三郎 一政 [illegible] 左衛門 [illegible]

[illegible] 十三年 [illegible] 根本 [illegible] 一氏 [illegible]

天正十三年 七月 近江國水口の城を稱る 一氏 一生の[illegible]

中にも同十八年 小傳とうくれし時 山中の城の先にかけし

たちまちに城をもとめ [illegible] 宮内の[illegible] 二郎の

[illegible] 宮内の城を[illegible]

[illegible] 一氏十四年 二十二歳

[illegible] 一氏 [illegible]

[illegible] 一氏も [illegible]

らず柳生宮御左の屏 但馬守宗矩 一面屋に附て。城に移る彼の物
先に直る志る事頻に打ち志せらるゝ事柳生も御に屋井
御三所の為に打れぬ城中の兵も拘せらるゝ事なされ
城に夫人かけて志るゝ後拘て死す大川付申と中の石れ此事
乃為頼し東平道夏天地乃家四人と石れ事の中を一つゝる
事ゝ又きらめらる東平天地道夏誅に伏し 乃家は大川付の外若干御出し
道夏とは御けらまき是の内に横田計へしとゝ事ゝ左の所
諸国左へ出しまゝ御けるまゝ人の三つ所に大川の兵せう
たん事危し事興の長刀ゝつくゝ此の側に居り
居ゝ御に横田を打たりしれとゝ生へたる付後右の一宮
東に来る江戸に今事を免されず東川の者に箸居
し日数経て後日にされて西川に入事 御なく安

長十四年五月十日廿四日まで興を早しし 世様なられ
東施たり

筒井

伊賀守藤原定隆ニ大和國守護筒井陽寛房順政ヲ相ニ至
初ハ豊臣の孔の後歳月ヲ以テ戦起ルニ及テ筒井ノ家南
都興福寺門ニ出ルニ有勝の者なりしかハ弓矢ヲ以テ南ニ出
ル者ニ成リ以テ平世ニ筒井越智十郎筆尾の者ニも大和の四家といへり 栄寛房順政ハ世ニ出
て西ニ悪ク計ル事ニ 所の門院ノ記住ニ記事ニ大和生ニ其ノ事ニ文明七年筒井順永入道ニ至テ此ニ順政ニ順仙
順政天文十九年ニ至リ
其子順政 諸ニ往テ永祿七年三月ニ至テ
順政ニ生年十六年六郎ニ中セリ付 于文順政ニ至テ
六郎名ハ順政一諸ニ順政ニ至テ 西人ニ知ラレテ 松永彦四郎久秀ニ組ス其
名ハ順政ニ八年十月六郎筒井ニ於テ布施の博ニ入
久秀ニ其ニ大和河内の城ニ依テ筒井ニ博ニ至テ世年十二月
久秀の博ニ攻ラリ西ニ至テ遁レ入ル 久秀又三郎ニ戦ハ不信ニ大
佛殿の焼ニ十月十日の事ニ

[illegible]

里見

安房守源義康は陸奥守義家朝臣の三男足利義兼滿
義國の嫡男新田大炊介義重の二男里見左郎義俊子
代々寓居義家の後胤之義実ハ又刑部如輔家共ハ法隆
中務大輔民朝と共ニ前漢宮殿の持ハ以て春五安五
二人の君子を以て此國法隆の地に遁ひ来て始て居る
此義実として三浦介加藤左衛門にして右掃國にさし
きらん 六年 嘉吉元年 四月 法隆の地に於て又小弥基也
討ん如と申へし 此義実三浦大多地国に川て山弘
に丸のりて安房國に出陣 義実時に出来る 此時安房国
の住人神保の郎に山本丸主厨右の二職して神保の地
と押領す 同國の住人安西丸と大かつて山本氏討平け

生駒

讃岐守度原一正生雅楽氏親正の男也 ワヨミ一条國をたゞす 先祖の事さらに 親正
をしめ其母を中せしかば 其後 [illegible] 吉隆城の戦に親正方の陣
に當りしかし 古周孔に入て
ようにして生駒元は 天正十二年の其後伊豫國神戸の城を給ひ 是より先きに
[illegible]
[illegible]
四万千石を給ひ

又雅楽氏に但し 後西條に叙して三年の
其後四國の地平記し 讃岐國をかゝる給ひ 立万石を頒し
[illegible]
法西宮本の軍に比して又朝鮮の事記て 彼國に押渡る
大明の和親使の再び軍 起りしより 是日讃岐守一正
朝鮮に渡りてかゝり 古周夢しぬ 一年の七月十六日 [illegible]
一氏 [illegible] 親正と同じく 十壹の職にあきる
大坂の[illegible]に御門後に[illegible]の事 起りし 三人合と云ふ
千間を[illegible]に依て御門後の恙も 渡りせ給ひ [illegible]

[illegible]

寺澤

志摩守廣高ハ（初右忠次郎 一名ハ正成）寺澤大臣の後胤敏宣の末孫
初め敏宣か子孫更尾張国ニ住し 于後利見て尾張
の守仁に居り当国の寺沢ニ住ス 其後浪人となり廣高か父
尾張守 [illegible] 越中守廣正 美濃国ニ住ス 于後廣高 廣高
父子共ニ秀吉公ニ仕ヘ 御奉行を勤て 肥前国唐津の
城主となる [illegible]

[illegible]

朝鮮の軍ニ廣高先陣して
彼国ニ押渡り戦ふ事凡七年 太閤薨じて後
慶長三年九月 [illegible] 帰く

三友堂